

第75回定例会

# 伊方町議会会議録

NO. 1

令和5年12月14日 開会

伊方町議会

第 75 回伊方町議会定例会会議録（第 1 号）

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 招集年月日                           | 令和 5 年 12 月 14 日   |
| 招集の場所                           | 伊方町庁舎 4 階議場  |
| 開会（開議）                          | 12 月 14 日 10 時 00 分宣告  |
| 出席議員                            | 1 番 田村 義孝 2 番 加藤 智明 3 番 高月 芳人 4 番 木嶋 英幸<br>5 番 末光 勝幸 6 番 清家慎太郎 7 番 福島 大朝 8 番 山本 吉昭<br>9 番 小泉 和也 11 番 吉川 保吉 12 番 阿部 吉馬 13 番 菊池 隼人   |
| 欠席議員                            | 10 番 中村 敏彦   |
| 欠 員                             | 14 番   |
| 本会議に職務のため出席した者の氏名               | 事務局長 菊池 暁彦 書記 藤川 輝之 書記 篠川 俊一<br>書記 浅海 恒成   |
| 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名 | 町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良<br>教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和<br>総 務 課 長 井上 恵隆 総 合 政 策 課 長 谷村 栄樹<br>町 民 課 長 上田 時茂 保 健 福 祉 課 長 田中 洋介<br>長 寿 介 護 課 長 井上 操 農 林 水 産 課 長 林 栄作<br>観 光 商 工 課 長 三好 要 瀬 戸 支 所 長 山内 清秀<br>建 設 課 長 寺谷 哲也 会 計 管 理 者 谷口 良二<br>三 崎 支 所 長 竹内 元昭 教 育 委 員 会 事 務 局 長 阿部 茂之<br>上 下 水 道 課 長 山藤 一也 中 央 公 民 館 長 三好 利文   |
| 町長提出議案の項目                       | 報告第 11 号 町長の専決処分事項報告について<br>報告第 12 号 町長の専決処分事項報告について<br>議案第 95 号 伊方町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第 96 号 伊方町地域振興センター条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第 97 号 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第 98 号 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第 99 号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第 100 号 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第 101 号 伊方町税条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第 102 号 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第 103 号 伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を |

|            |   |
|------------|---|
|            | <p>定める条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 104 号 伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 105 号 こども家庭庁設置法、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及びこども基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について</p> <p>議案第 106 号 伊方町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例制定について</p> <p>議案第 107 号 伊方町電気自動車等用充電器設置条例制定について</p> |
| 議員提出議案の項目  | なし  |
| 委員会提出議案の項目 | なし  |
| その他        | なし  |
| 議事日程       | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）  |
| 会議録署名議員の指名 | 議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）   |
|            | <p>1 番 田村義孝議員</p> <p>2 番 加藤智明議員</p>   |

# 伊方町議会第 75 回定例会議事日程（第 1 号）

令和 5 年 12 月 14 日（木）  
午前 10 時 00 分 開 議

## 1 開 会 宣 告

## 1 町長招集挨拶

## 1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」  
「議員派遣結果報告」

第 4 一般質問

第 5 町長の専決処分事項報告について（報告第 11 号）

第 6 町長の専決処分事項報告について（報告第 12 号）

第 7 伊方町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正  
する条例制定について（議案第 95 号）

第 8 伊方町地域振興センター条例の一部を改正する条例制定について  
（議案第 96 号）

第 9 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を  
改正する条例制定について（議案第 97 号）

第 10 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につい  
て（議案第 98 号）

第 11 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
（議案第 99 号）

第 12 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す  
る条例制定について（議案第 100 号）

第 13 伊方町税条例の一部を改正する条例制定について（議案第 101 号）

第 14 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
（議案第 102 号）

第 15 伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例制定について（議案第 103 号）

第 16 伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について（議案第 104 号）

第 17 こども家庭庁設置法、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に  
関する法律及びこども基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制  
定について（議案第 105 号）

- 第18 伊方町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例制定について (議案第106号)
- 第19 伊方町電気自動車等用充電器設置条例制定について (議案第107号)

1 散会宣言

## 開会宣告（10時00分）

○議長（菊池隼人） おはようございます。これより、伊方町議会第75回定例会を開会いたします。欠席議員は中村敏彦議員、1名であります。定足数に達しております。

よって、本会議は成立いたしました。

## 町長招集挨拶

○議長（菊池隼人） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 本日ここに、伊方町議会第75回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、感謝を申し上げる次第でございます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今年も残すところ、あと僅かとなりました。今年1年を振り返ってみますと、まず、全世界で猛威を振るった新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが、5月に季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられました。これにより、自粛から活動へと切り替えながら、コロナ禍以前の元気を取り戻そうと、祭り行事をはじめ、様々な地域活動が再開されるなど、賑わいを取り戻しつつあるところでございます。町民の皆様には、感染拡大防止について、多大なるご理解とご協力をいただき感謝を申し上げますとともに、医療従事者や福祉関係者の皆様には、昼夜を問わずご尽力いただいたことに対し、心からお礼を申し上げる次第でございます。

次に、佐田岬半島ミュージアムについてでございます。8月のオープン以来、様々なイベントや企画展を実施し、9月には早くも入館者数が5千人を突破するなど、好評を得ているところでございます。

今後も、創意工夫を凝らした展示やワークショップの開催などを企画し、町内外から多くの方に訪れていただき、佐田岬半島の魅力を深く知っていただけるような運営に努めてまいりたいと考えております。

さらに、亀ヶ池温泉の再建工事が先月末に完了し、現在グランドオープンに向けて準備を進めているところでございます。再建にあたりましては、町内外から多くの励ましの声やご寄附をいただき、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。準備が整い次第、先行して、温浴施設の営業を開始し、その後、物販、レストラン、宿泊施設と、徐々に広げ、来年春のグランドオープンを目指しているところでございます。

次に、人口減少対策についてです。町では、今年度を人口減少対策元年と位置付け、7月に伊方町人口減少対策重点戦略推進会議を開催し、町が取り組むべき施策の方向性等について、意見交換を行いました。また、民間提案制度等により、町有施設を活用したIT企業の誘致や賃貸住宅の整備が実現するなど、町の将来に向けて、持続可能なまちづくりを進めるうえで、大きな課題の1つ

である、産業と雇用の創出についても、大きく前進した年であると、感じているところでございます。

今後とも、官民連携の一層の推進により、住民サービスの向上、賑わいの創出、新たな雇用の確保等を積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位には引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に、今定例会の補正予算に盛り込んでおります、主な取り組みといたしましては、物価高騰の影響を受ける、低所得世帯の負担軽減を図るための追加給付金。町の基幹産業である柑橘産業への支援として、選果の省人化を目的とした、作業効率の良い選果機導入への補助金。夏の梅雨前線豪雨により被災した、農道の復旧工事費などを計上いたしております。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・報告案件 2 件
- ・条例制定に関する議案 13 件
- ・補正予算 5 件
- ・その他 3 件でございます。

いずれも町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。

会期中、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。どうぞ、よろしく願いたします。

### 議事日程報告

○議長（菊池隼人） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（菊池隼人） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、1 番 田村義孝議員、2 番 加藤智明議員を指名いたします。

### 会期の決定

○議長（菊池隼人） 日程第 2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 12 月 21 日までの 8 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、8 日間と決定いたしました。

## 諸般の報告

○議長（菊池隼人） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手元に配布してありますとおり、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告書並びに同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、議員派遣の結果報告を行います。お手元に配布してありますとおり、派遣議員を代表して、議会運営委員会の小泉和也委員長から、報告書が出されておりますので、お目通しください。

議員各位におかれましては、今回の行政視察研修を、今後の議員活動に活かしていただきますようお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 一般質問

○議長（菊池隼人） 日程第4「一般質問」お手元に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、末光勝幸議員、田村義孝議員、加藤智明議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し1つの大綱につき、2回以内と定めます。

初めに、末光勝幸議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（菊池隼人） 末光議員

○議員（末光勝幸） それでは、議長よりお許しを賜りましたので、集落のグループホーム化のデジタル化について質問させていただきます。

大綱1、集落のグループホーム化とデジタル化について。

全国で人口が減少し、社会経済の担い手の減少、耕作放棄地、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題により、地域社会全体を支えるため、厚生労働省が地域共生社会という政策を提言しています。それに呼応してか、伊方町でも集落のグループホーム化ということで、町民の利便性と暮らしやすさの施策を展開されています。

その内容は、顔認証、遠隔地医療、新しい交通体系などメニューは豊富であり、過去2年余りで県外の民間の会社に観光事業を含め約8,000万円もの業務委託をしています。

その間にも、過疎化、少子高齢化は続いており、伊方町の10月末の人口は8,106人にまで減少しました。町民の半数を占める高齢者の方々の声をお伺いすると「顔認証やデジタル化よりも、月に1日でもいいから、病院に行くなどの八幡浜市への往復バスがあれば有難いのですが」というような、日常生活の不便さを解消してもらいたい要望を持たれている町民が、多いように思います。町が推進するデジタル化とは、程遠いアナログ的な要望が多いのも事実です。

例えば、伊予鉄バスも更なる減便を11月から実施しており、新しい交通体系などは、喫緊の対策が求められています。県内では地区住民による相乗り送迎、外出支援、自動運転バスの運行など

の、様々な試行がすでに展開されております。

そこで、先に述べましたように、町が8,000万円かけて推進している、集落のグループホーム化とデジタル化の成果と効果を、どのように町民に還元していくのかお伺いします。

○議長（菊池隼人） 只今の末光議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の大綱1、集落のグループホーム化とデジタル化についてのご質問にお答えいたします。

集落のグループホーム化につきましては、集落を1つのグループホームに見立て、高齢者が自宅に居ながら、福祉施設と同等のサービスが受けられる仕組みを創ろうとするもので、集落が点在し包括的・広域的な高齢者福祉対策が困難な町の課題解決を図るうえで、私が掲げている重要政策の1つに位置付けているものでございます。

このため、町では、集落の集会所等を拠点に、住民が互いに助け合いながら、町内全域に整備した光ファイバー網やインターネット等のICTを活用し、高齢者が求める健康・医療・生活支援などを一体的に提供できる体制を創ることにより、住み慣れたところで安心・安全に住み続けられる地域社会の形成を目指しているところであります。

その具体化に向けて、町といたしましては、令和3年度に、伊方町チャレンジフィールド・プロジェクトを立ち上げ、民間と連携し、デジタル技術を活用しながら、健康管理、オンライン診療、孤食解消のための共食、買い物支援、ハイブリッド交通の5つの分野で実証実験を積み重ね、全国的に先進事例となる高齢者福祉のIKATAモデル構築に取り組んできたところでございます。

更に、顔認証技術の活用にも取り組み、買い物支援はもとより、住民の健康・医療等に関するデータを収集・蓄積することにより、災害時に避難所での本人確認や生活支援に役立てるとともに、データ分析を通じ、暮らし・福祉・産業などの分野で、町の施策に活かしていくこととしております。

また、議員ご指摘の約8,000万円の業務委託につきましては、令和3年度から総合政策課が行っている、集落のグループホーム化の経費が約5,700万円、観光商工課が行っている、地域DMO推進プロジェクトの経費が約1,600万円となっております。

ご質問の、成果と効果の町民への還元につきましては、今年度で、これまで取り組んできた実証実験を踏まえ、5つの分野ごとに、実装マニュアルや運用計画などを盛り込んだ、IKATAモデルの構築を完了するとともに、顔認証技術を使ったDX基盤も完成させることとしております。

今後は、血管年齢測定や健康体操、共食について、町民に幅広く呼びかけ、町内全域への迅速な普及を図るとともに、オンライン診療の推進、巡回バスとデマンド交通等を組み合わせた交通体系の確立、顔認証による買い物支援や更なる住民の利便性向上を図ることにより、その効果を町民が実感できるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、チャレンジフィールド・プロジェクトでは、スタートアップの支援も行っており、町内で

の起業・創業や新規雇用の創出を図るとともに、IKATA モデルの全国展開を通じて、町の認知度向上や持続可能な発展にも繋げていくこととしております。

今後とも、集落のグループホーム化とデジタル化につきまして、デジタル技術や自動運転などの技術革新等の動向を注視し、費用対効果の検証もしっかりと行いながら、必要に応じて改良・改善を重ね、高齢者福祉及び住民サービスの一層の向上を図ることにより、地域住民が生き生きと自分らしく暮らすことのできるまちづくりをスピード感を持って計画的に推進してまいりたいと考えております。

以上、末光議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。末光議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（菊池隼人） 末光議員

○議員（末光勝幸） 答弁をお伺いいたしました。

実際にやられていることは、素晴らしいことだと思います。そういう意味では、もう少し熱く、語っていただきたかったという印象はあります。

例えば、大洲市の場合、同じようにデジタル化に取り組まれておりますけども、DX 推進教育というようなアンケートを作って、市民の方に DX 推進について、理解をしていただくような努力をされております。伊方町におきましても、こういった広報活動がまだ十分でないために、せっかくの素晴らしい施策が、町民に理解されていないというような側面もあろうかと思っておりますので、その辺りは、今後ともよろしく願います。

それから、全国に色々な事例がございます。民間の方々の提案も、非常に有益なものだとは思いますが。

例えばですね、極論で申し訳ないんですけども、私は、日経新聞を毎日読んでいます。愛媛新聞も、当然大事です。読んでいますと、非常にヒントになるようなことが、たくさんあります。そういったもので、わざわざ手を加えていただかなくても、十分できるものも、あるのではなからうかと思えます。職員の方々、もう少しアンテナを広げて、伊方町のために、頑張ってくださいたいなという思いがあります。

また、先程答弁にありましたように、オンライン診療とか、そういったお話もありましたけれども、今、ぼちぼちしてます。デマンド交通につきましては、10年以上前から、伊方町がいち早く取り組んで、そして止めてしまったという経緯もあります。

また、オンライン診療につきましても、1度、一般質問でも、数年前からそういうようなものを、ご紹介したわけですけども、それでも、あまり取り上げていただかなかった気もしています。

今日の新聞でもありましたけど、大島の離島のオンライン診療、医療車両で、住民のサービスを図っている。そのような事例はたくさんあります。金を掛けなくてもできるようなことにつきまし

ては、理事者と職員が一緒になって取り組んで、本当の IKATA モデルっていうのを、構築していただきたいと思います。

また、山形県の西川町というところがありますけども、ここは、3、40 年前には、日本一高い噴水を作って、注目を浴びた町でございます。最近、町長がデジタル住民、仮想住民票というものを施策・展開しまして、住民登録条件を限定して募集すると、1,000 枚の票に対して、13,000 人が応募されたとか、そういうふうな事例もあります。くどいようですが、金を掛けなくても、出来る施策というのはたくさんありますので、そういった面の取り組みをお願いしたいと思います。

また、岡山県備前市、スマートフォンの対応制度と言うんですかね。スマートフォンが持てない高齢者の方に、市が対応します。あるいは、粗大ごみの受付を、タブレットで受け付けることができる。後、公金の収納、LINE の活用によって色んな連絡を広げています。

色んな施策を、各市町村で展開されております。伊方町が、それらに後れを取らないように、今後とも業者に頼るだけじゃなくて、自主的な努力をお願いしたいと思いますので、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（菊池隼人） 只今の末光議員の大綱 1 再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 様々な事例を含めての、ご提言をいただきましてありがとうございます。

最初にご指摘をいただいた、広報活動につきましては、大洲市がそういったパンフレットを作っているということでございますので、我々としても、そういった良いところはぜひ取り入れて、検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、様々な各全国の市町村の事例というのは、私も、なるべく目を通すようにしております。様々な刊行物を買っていただいております。時間がある限り、そういったものには目を通して、良いものは取り入れていけるように、当然考えております。職員にも、そういったアンテナを常に張って、色んな事例を含め、また、自分の知恵を出して、提案をしてくれということで、先般の、職員の提案制度の審査会も行いました。数件、採用させていただきました。

更に、昨日、四国内の企業の若手の研修会ということで、ダイスプロジェクトというのがございました。伊方町を題材にして、人口が減少しても、活力があるまちづくりを目指そうということで、若手の経済界の皆さん方でございますけども、様々な提言をいただいております。そういったことも活用しながら、我々としても、常に緊張感を持ち、アンテナを広げながら、様々な情報収集活動を行ってまいりたいと思います。

末光議員におかれましては、議員の独自のネットワークで、色んな情報が集まってくるんだろうと思います。町に対しましても、有益な情報がございましたら、どんどんご提案・ご提言を、今後ともいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（菊池隼人） 末光議員

○議員（末光勝幸） 只今の町長の答弁に対しまして、心強く感じたと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私も気が弱いものですから、言いたいことの半分も言えないんですけども、1つだけ、町長の答弁をお伺いして、最後にしたいと思っております。

実は、2日くらい前に新聞記事に書かれていたんですけど、「市町村は、人口減少問題から脱却を」という記事がありました。地方自治総合研究所研究員の坂本さんという方が、書かれているんですけども、私はどちらかというと、この方の言うことに非常に共鳴を受けたわけです。

その内容を簡単に言いますと、1970年に過疎法が成立して以来、市町村は国の支援を受け、多大な予算と労力を使い、人口減少対策に努めてきたわけです。そして、全国各地のインフラの格差は縮小してまいりました。しかし、人口減少のペースは止まらなかった。人口問題の責任は国にある。住民1人1人の生活の質、Well-beingの向上による定住環境の維持、余計な負荷をかけない、そういったことが市町村に求められているのではないかと。人口減少対策を主張するのは、無理があるのではないかと、少ないパイの奪い合いではないかと、そういうご指摘がありました。

先程、冒頭町長のご挨拶の中に、今年度人口減少対策元年として、頑張っていくと言われましたが、そのようなことについて、所見をお伺いします。

○議長（菊池隼人） 只今の末光議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 人口減少対策について、これはもう非常に大きな問題で、我々の町としても努力をしていかざるをえない。そして、大きくは、やはり国に頼っていかねばならない問題だと思っております。1つはもうこれは避けては通れない、2026年には、今、8,100人の伊方町の人口が1,898人、県の推計でございますけれど、何もしなければそうなってしまうという推計も出ているわけでございます。その、減少カーブをいかに緩やかにするかっていうのが、我々に課された使命だと思っております。

同時に、今住んでいる人たちに、どのようにして幸せを感じていただけるかということが1つ、重要な要素になってくるんだろうと思っております。数だけで言えば、例えば、日本人口の推計が明治維新の時に3,000万、昭和に入った時に6,000万、今1億を超えて、それから戻すばみに、6,7,000万になっていく。こういった中で、問題は伊方の人口が減っていく時に、「逆三角形の人口構造になってしまう」というところに、非常に大きな問題があるんだろうというふうに思います。そこをいかに乗り切って、老・壮・青・少がバランス良く、幸せに暮らせるまちづくりを目指していくかっていうことが、1つの地域づくりの目指すところになるというふうに思います。

その中で、どうしても課題になってくるのが、この伊方の独特な地形、物理的な問題が出てくるわけでございます。55の集落をどうやって、維持していくのか。あるいは、拠点、拠点を集約をして集中的に、伊方への投資をそこに行っていくのか。そういった判断は、いずれしなければならない時期が、近々、既にやってきている頃かもしれませんけれど、来るんだろうというふうに思っております。

そういった中で、拠点地域と、小さな集落とのバランスをどうとっていくのか、色んな課題が出てくると思っています。真正面から、人口減少問題に関しては、我々も取り組んでまいりたいと思います。ぜひ、議員の皆様方にも、色んな知恵を貸していただきたい。時には血を流す覚悟もいるんだろうと思いますけど、一緒になって、知恵を絞って、少しでも町民の皆様に幸せを感じていただける、町づくりにご協力をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。

続いて、田村義孝議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告に従って、質問させていただきます。

大綱1、物価高騰対策について。

コロナ禍におきましては、町民の生活を守るため、水道代の減免や給食費の減額、商品券事業など、様々な施策を実施してこられたことは、他の自治体と比較しても、町民に寄り添った生活に直結する支援であり、とても良かったと思います。

その後、コロナが少しずつ落ち着いてきたところではありますが、円安や世界での紛争の影響を受け、最近では、賃金アップを伴わないインフレ、いわゆるコストプッシュインフレにより、諸物価が高騰して町民生活を困らせているところです。伊方町は、県下で2番目の高齢化率で、年金暮らしの方も多く、収入は変わらないのに、物価の高騰により、買えるものが少なくなってきたというのが、現状だと思います。

国においても、所得税、住民税の減税と給付金について、議論されているところではありますが、特に減税については、すぐに実施とはなりません。町として、機動的かつ継続的な生活支援が必要な局面だと、私は認識しております。

このような現状を、町長はどのように捉えておられるのか、また今後、どのような施策を打っていかれるおつもりか、お尋ねいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の、田村議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱1、物価高騰対策についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ウクライナ情勢や円安等に伴う、原油価格や物価の高騰などが、家計に与える影響は甚大です。更に、家庭の収入が、物価高に追い付かない状況が続いていることから、国においては、物価高騰対策として、所得税と住民税の減税が議論されております。他にも、低所得世帯に対する、給付金の速やかな支給が決定されたところでございます。

ご質問の、物価高騰に対する現状認識と今後の施策につきましては、町におきましても、物価高騰等により、町民の生活や地域経済を取り巻く環境は、厳しさを増しております。物価高騰の影響を受ける生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせた支援を、必要に応じて迅速に行うことは、極めて重要であると認識いたしております。

そのため、町では、コロナ禍の町民の生活を守るため、議員ご紹介のとおり、これまでに、コロナ交付金を活用し、水道基本料金の免除や給食費引上げ相当分への補助、プレミアム付き地域商品券事業、その他、町の基幹産業であります、農水産業の支援として、肥料をはじめ、配合飼料や燃油価格の高騰による価格上昇分の一部支援、貨物事業者等への支援。旅館・民宿等の利用促進事業を実施するとともに、住民税非課税世帯や、低所得世帯・子育て世帯への、臨時特別給付金の支給など、様々な施策を効果的に行ってきたところでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症は徐々に落ち着いてきておりますが、価格高騰に歯止めがかからないことから、町としましては、今年度から、町単独で、新たに給食費の半額補助を実施することといたしました。その他、低迷する町内の消費活動を喚起し、地域経済の活性化を図るため、プレミアム商品券事業を行っているところであります。

また、今年度も、国が補助する配合飼料や、漁業燃油価格の高騰による、価格上昇分の一部支援を、引き続き実施するとともに、本定例会に、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の負担軽減のため、住民税非課税世帯や低所得世帯に対し、今年夏以来の3万円の支給と合わせて合計10万円となる、1世帯当たり7万円の給付金を予算計上し、対象世帯の抽出や通知発送に万全を期しながら、2月末までに支給できるよう準備を進めることとしております。

今後も、物価高騰の先行きは不透明な状況にあります。町民の生活や地域経済への影響をできる限り軽減するため、国や県の動向を踏まえながら、必要な支援策につきましては、時機を失することなく、積極的に講じることにより、地域の暮らしを守り、経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上、田村議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。田村議員、大綱1の再質問はありますか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 今、町長の答弁ありましたように、町民生活に寄り添っていただき、非常に苦しい状況を踏まえていただいていると、私も認識いたしました。

国会におきまして、12月の補正予算で、低所得者向けの特別給付金が決定しました。それだけ、町長が町民に寄り添って危機感を持っているのであれば、例えばですが、他の自治体の首長さんだと、この給付金を見込んで専決で処分しているというような自治体もあるわけでございます。

そして今回、住民税の非課税世帯への国からの支援ということなのですが、以前は住民税の所得割がない、住民税の均等割りで、課税されている世帯への支援というものはなかったわけです。国の方も、そこは配慮をさせていただいて、住民税の均等割りの方にも同じく7万円を支給するということになっております。住民税、均等割りを払っているんだけど、所得はそれに近いくらい低い、という方々もいらっしゃるわけです。その辺りに対する対策と、後は、町長が言われたように、2月末の支給ということでは、これから先冬を迎えて、燃料費の高騰とかもあります。

暖を取るために灯油を使うとか、食料品の高騰とかも、次々と重なっている状況です。職員さんの負担もあると思うんですが、2月末までというのをもう少し早めていただくような努力をさせていただきたい。

そしてまた、具体的には一般財源を導入してもらいたい。先程、町長が言われたように、今、インフラ整備をしております。伊方町は岬13里と呼ばれるくらい、細長い半島です。上下水道の維持管理など、かなり大変な状況ではありますが、職員さんの努力によって、ふるさと納税の収入等も増えておりますし、使用済核燃料税の増額もありました。

そういうことも踏まえて、一般財源を導入してでも、今、苦しい町民生活を救うということが大事と考えますが、町長のご所見をお伺いしたいのと、具体的な施策を考えているようでしたら、答弁いただきたいと思います。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） ご指摘ありがとうございます。

専決でやっているところがあるということを知りましたので、また調べさせてもらいたいと思います。

事務的な流れもありまして、これを2月よりいくら早められるかっていうのは、職員の負担の問題もございます。今、町では単独で、プレミアム商品券の事業を行ってございます。それが1月まで使えるので、ぜひ年末年始ご利用いただいて、そして、町の補助事業に繋げていくという流れが、私は良いのではないかと考えております。町単独で様々なことを、今後も考えていきたいと思いますが、いかに費用対効果、それから町民間の不公平感、そういったものに配慮するかという視点も大事だと思います。そこは十分に配慮しながら、施策を進めていこうと思います。

以上でございます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 今程、答弁で費用対効果ということを言われました。今、町長は集落のグループホーム化や、民間企業の提案と土地の利活用を通して、町の様々な問題に取り組まれております。それは、中長期的な目線に立った施策でありまして、そういうことに関しては、費用対効果というのは非常に大事だと思います。

しかし今、30年に渡ってデフレが続いた時代の中で、先程まではコロナ化に苦しめられ、中々町政の舵取りも難しい中で、今使えるお金を町民自体の懐に増やしてあげないと、それがどんどん疲弊して行って、細って行ってしまうと思うんですよ、私は。それは、2年3年継続して、出し続けなくてはいけない状況ではなくて、これから先デフレ脱却に向けて、政府も力を入れていくでしょうし、4月になれば、賃金アップの流れにもなってくるのではないかなと思います。

ぜひ今、苦しい町民生活を支えるということ、町長も先程、危機感を持っているということでしたので、町民に寄り添って、一般財源を活用して、町民が使えるお金を増やしてほしいと思っております。

そのようなお考えや、次に繋がる施策を、今お持ちかどうか、改めてお尋ねをいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の田村議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 例えばですね、町民1人当たり1万円配ると8,000万お金がいるんですよ。それが、国の補助事業の1/2の補助事業でございますので、1億6千万の事業ができる。これが費用対効果という観点に繋がると思います。

生活支援に関して、今困っている人に対して、それは十分配慮しなければならないということは自覚しております。ただ、「あの人は貰って、私は貰えない」ということを言う人が出てくる。そういった場合に、何か条件を付ける。やはり、そこは十分配慮をしてやっていかないと、町民間の不平不満が出てくるというふうに思っております。

言い方は悪いんですけど、ただ単なるばら撒きにならないように、効果的な町民への施策の展開というのは、どんなものがあるのかってことは常に考えています。

例えば、今、職員に指示しているのは、奨学金返済について。これについてどんなことが考えられるのか、検討してくれというのは投げかけているところでございます。

そういった、きめ細やかな点を通じて、施策の構築に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（菊池隼人） 以上で、田村議員の一般質問を終わります。

続いて、加藤智明議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（菊池隼人） 加藤議員

○議員（加藤智明） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問の通告に従いまして質問させていただきます。

大綱1、みかんアルバイトを受入れるための環境づくりについて。

伊方町のミカン農家さんも、年末に向けて、温州ミカンの収穫も最盛期となってきた時期になりました。

新年に入れば、中晩柑の収穫も始まってまいります。

そんな農家さんの労働負担軽減の下支えとなっているのが、みかんアルバイトの存在です。

年々需要も多くなり、大きな存在となっていると感じておりますし、11月頃から早生ミカン等の収穫が始まり、4月頃の晩柑類の収穫まで多くの方が参加されていると聞いております。

そんな、貴重な存在となってきた、みかんアルバイトですが、受け入れる側の農家さんからは、受け入れる環境、宿泊施設が少なく困っているという声を聴きましたので、ここで質問させていただきます。

伊方町の受け入れ環境についてお尋ねします。

昨年、伊方町内での、みかんアルバイトは三崎地区17名、町見地区14名、大久地区4名、伊方地区4名の39名の方が参加されたと聞いております。

それに対して、アルバイトが宿泊できる施設は三崎地区で1カ所9名、町見地区で2カ所の14名、大久、伊方地区では1カ所ずつの各4名の宿泊可能施設があります。

今現在でも宿泊施設が足りていないと感じる状況にあります。

町内には町営住宅や空き家バンクに登録された家屋等がありますが、そういった施設を利用できないのか。

また、今後もみかんアルバイトを必要とする農家さんは増えると予想されますが、今後の対応策についてお伺いします。

そして、最後に、みかんアルバイトを雇う農家さんへの支援等があるのかお尋ねします。

○議長（菊池隼人） 只今の加藤議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 加藤議員の大綱1、みかんアルバイトを受入れるための環境づくりについてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、西宇和地域は柑橘のブランド産地である一方、近年の農家戸数の減少や農業従事者の高齢化、担い手不足など、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況であり、柑橘農業の持続的な発展を図るためには、その労働力を確保することが喫緊の課題となっております。このような中、みかんアルバイトは、農家の負担軽減と労働力確保に資するうえで、貴重な存在となっており、昨年のみかんアルバイトの参加者数と受け入れるための宿泊施設数については、先ほど議員からご紹介のあったとおりでございます。

ご質問1点目の、町営住宅や空き家バンクに登録された家屋等の利用についてでございますが、

町営住宅につきましては、公営住宅法や特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等に基づき整備したものと、町の公共賃貸住宅条例に基づいて整備したものがあります。この内、法律に基づき整備した住宅は、法によって入居条件が定められており、みかんアルバイトのような短期アルバイトの利用は認められておりません。一方、町の条例に基づき整備した公共賃貸住宅については、みかんアルバイトの利用は可能ですけれども、現在のところ、入居率が常に高く、利用できる物件が限られている状況でございます。

また、空き家バンクにつきましては、現在8件の家屋登録があり、みかんアルバイトの宿泊施設として希望があれば、物件の所有者との調整や必要な手続きを行った上で、利用することは可能であります。

更に、町の短期宿泊施設である二名津体験住宅や亀ヶ池物語の利用の他、加周保育所をみかんアルバイトの宿泊施設に改修した事例と同様に、民間提案により町有施設を宿泊施設として活用することも可能となっております。

2点目の、今後の対応策ですが、みかんアルバイトの宿泊施設につきましては、基本的には受け入れる農家が確保するものと認識しておりますが、町におきましては、町有施設の利活用や空き家バンクの登録などを推進しており、そういった施策を最大限に利用できますよう、農家への一層の呼びかけや必要な支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

3点目の、みかんアルバイトを雇う農家への支援につきましては、町では、各地区で設置する雇用促進協議会が、宿泊施設の改修や生活に必要な備品を購入した場合に、その経費に対して補助する制度や、アルバイトの雇用に対する農家への支援を行うとともに、都市部での新規就業者向けのフェアに積極的に参加し、農業・漁業を問わず、担い手及び後継者の確保に努めているところでございます。

今後も、町としましては、みかんアルバイトの受入れに必要な支援に積極的に取り組み、基幹産業である柑橘産業の労働力の確保と更なる活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上、加藤議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再質問を許します。加藤議員、大綱1の再質問はありますか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（菊池隼人） 加藤議員

○議員（加藤智明） 只今、答弁にもありましたが、公営住宅の使用にあたって妨げになっているのが、公営住宅法または公共賃貸住宅条例等があります。公営住宅法は、国民生活の安定と、社会福祉の増進に寄与することを目的として作られた法律です。要件に見合う基準が設けられていますし、そういった方に対しては優先しなければならないと思っています。ただ、今現在、伊方町は5カ所の住宅団地、15の空き住戸があると聞いております。使わずにいると老朽化も進みますし、もったいないと思います。伊方町にある施設を有効活用する方法を考えてみてはどうかと思っています。

そこで、公営住宅の目的外使用についてお伺いたします。

公営住宅を目的外で使用するにあたり、地方自治法の 238 条、第 7 項、行政財産をその用途又はその目的を妨げないように、その使用を許可することができると明記されておりますし、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲において、国土交通大臣の承認も得られれば、使用してよいと認識しております。

また、他の自治体についてです。例えば、福島県白河市は滞在住宅として、兵庫県は移住定住の促進に向けたお試し移住用住戸として、お隣の高知県の町は、高校寄宿舎として使用したり、各地で様々な事例が出ております。

伊方町も目的外使用の為に登録され、伊方町内の資産を有効活用されてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

また、医師住宅の未使用の住宅もあるのではないかと思います。そして、各集落の集会所と同意もあれば、そちらの方も活用できないか、併せてお尋ねいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の加藤議員の大綱 1 再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 失礼します。最初に、公営住宅の目的外使用のご質問とご提案でございます。

目的外使用の活用につきましては、議員ご指摘のように、補助金適性化法及び地方自治法に基づきまして、承認を得ることで可能になります。しかし、先程、現在の空き戸数は 15 戸というようなご紹介がありましたが、内、2 戸は公共賃貸住宅でございますので、公営住宅の空き戸数が現在 13 戸ということでありまして、これは、全体の約 8%に当たるものでございます。所管といたしましては、公営住宅の本来の用途と目的であります、住宅に困窮している低所得者への最後の砦の 1 つとして考えております。ご質問・ご提案の目的外使用に関しては、今後の入居状況を踏まえ、理事者のご指示をいただきながら、活用の方向等も含めて今後検討していく課題であると考えているので、よろしくお伺いいたします。

最後に、集会所の使用についてのご質問がありました。

いわゆる集会施設、集会所というのは、生活の浸透と社会福祉の増進を図ることを目的とした、地域の中の中核施設でありまして、各地区が指定管理者となっている指定管理施設となっております。使用する条件といたしましては、指定管理者の許可を受けるところがまず大前提となっております。使用するにあたっては、集会所の維持管理、それと機能を阻害しない範囲というふうに定められておりますので、漠然としたところでの判断は非常に難しい部分があります。もし具体的な提案・内容等ございましたら、個別に地区指定管理者との協議によって判断する必要があると考えますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。加藤議員、大綱 1 の再々質問はありませんか。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 只今、課長から答弁いただきましたこととございます。色んな管轄があるんだと思います。目的外使用になれば、補助金返還ということも、もしかすると、伴ってくる場合がございます。そういったことも含めて慎重に検討しなければならないと思います。基本は農家が下宿・宿泊を構えるということが、これは大前提であるわけとございます。どうしてもダメな場合に、町がお助けをするというふうな基本は、ぜひ守っていただきたいとも思います。

更に、アルバイトの方の希望が個室をそれぞれ希望しております。加周保育所にしても、三崎保育所にしても。ですから、それぞれ個室を構えました。集会施設には風呂がないというようなこともあります。色んな条件が整いましたら、個別にまた判断させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊池隼人） 只今の答弁に対する再々質問を許します。加藤議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（菊池隼人） 加藤議員

○議員（加藤智明） 確かに、基本的には農家さんが準備するものだと、私も認識しておりますが、伊方町が支援できる範囲で、積極的に支援していただけたらと思っております。

昨年、お隣八幡浜では、670人程度のアルバイトが集まったそうで、今後、伊方町のアルバイトも、目に見えて増加するのではないかと思っております。今回は、みかんアルバイトを主に、質問させていただいたんですが、受け入れ態勢につきましては、みかんアルバイトだけでなく福祉事業、宿泊事業、飲食事業、どの分野も人手が足りない状況にあります。伊方町でいつでも受け入れ態勢ができるような環境づくりをしていただきたいと思いますと思っております。

最後に、今後伊方町が、人手不足をどういうふうに関消しようと考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（菊池隼人） 只今の加藤議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 逆に、良い方法があれば、教えてもらいたいと思うくらい悩んでいます。

我々にできることは、まずは仕事を構えること。これは事業者の誘致としてできることだろうと考えております。そこで働く人は、事業者が頑張って募集をしていただく。そして、その方の住む家、あるいはアルバイトなら短期の宿泊施設、そういったものを、行政としてできる範囲内で、整備をしていく、そういったことであろうというふうに思います。

いずれにしても、民間企業の力を借りながらやっていかなければならない。人手不足の解消ということについては、そういうふうに関消しておりますので、議員の皆様方にもまた、力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

- 議長（菊池隼人） 以上で、加藤議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩いたします。再開は、11時20分からといたします。

（休憩 11：03～11：20）

### 報告第11号

- 議長（菊池隼人） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。日程第5「町長の専決処分事項報告について」報告第11号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

- 副町長（濱松一良） 議長

- 議長（菊池隼人） 副町長

- 副町長（濱松一良） 報告第11号、町長の専決処分事項につきまして、地方自治法第180条、第2項の規定により報告をいたします。

案件名は、公用車の事故に関する専決処分で、和解及び損害賠償の相手方は、松前町内の法人でございます。

和解の要旨は、令和5年8月26日午前11時17分頃、松前町内商業施設駐車場において発生した、町のバスの車両事故で、駐車しようとバックした際、目測を誤り、フェンスと接触したものでございます。

損害賠償額は9万1,300円で、専決処分年月日は令和5年10月10日であります。

なお、こうした事故が起こらないよう、安全運転につきましては、注意喚起してまいりますのでよろしくお願いいたします。

- 議長（菊池隼人） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

以上で、報告第11号、町長の専決処分事項報告についてを閉じます。

### 報告第12号

- 議長（菊池隼人） 日程第6「町長の専決処分事項報告について」報告第12号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

- 副町長（濱松一良） 議長

- 議長（菊池隼人） 副町長

- 副町長（濱松一良） 報告第12号、町長の専決処分事項につきまして、地方自治法第180条、第2項の規定により報告をいたします。

案件名は車両損傷事故に関する専決処分で、和解及び損害賠償の相手方は、大洲市在住の個人でございます。

和解の要旨は、令和5年10月2日午後1頃、伊方町中之浜の町道灘線において、地域環境対策作業員が支障枝の、枝刈作業をしていた際、枝をはね、走行中の相手方車両に損傷を与えた件につきまして、その修理費用について賠償額を支払ったものでございます。

損害賠償額は、7万3,205円で専決処分年月日は、令和5年11月9日でございます。

なお、こうした事故が起こらないように、作業員に対して、注意喚起を行い、安全作業の励行を徹底しているところでございますが、今後も重ねて注意喚起に努めまして、事故防止に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

以上で、報告第12号、町長の専決処分事項報告についてを閉じます。

### 議案第95号

○議長（菊池隼人） 日程第7「伊方町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第95号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第95号、伊方町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、用語の意義の規定の追加及び法の別表第2の廃止に伴う引用箇所の見直しが必要となった為、本条例を改正するものであります。

改正内容について、1頁からの新旧対照表をお願いいたします。

用語の意義の規定の追加により、第2条に第6号から第10号を追加します。

第4条は、法の別表第2の廃止に伴う引用箇所の修正を行います。

なお、附則において、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するとしております。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 95 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 95 号、伊方町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 議案第 96 号

○議長（菊池隼人） 日程第 8「伊方町地域振興センター条例の一部を改正する条例制定について」議案第 96 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○観光商工課長（三好要） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（三好要） 議案第 96 号、伊方町地域振興センター条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

伊方町地域振興センター内に障がい児通所支援施設を設置するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

地域振興センター3 階にある講義室、講師準備室、図書資料室及びソフトウェアライブラリー室は現在使用されていないことから、当該箇所を転用し、町の障がい福祉の向上を図る障害児通所支援施設を設置するためのものです。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

第 1 条の設置について、下線部分になりますが、地場産業の活性化及び地域住民の福祉の増進を追加しています。

第 3 条の業務、第 9 条の施設の使用等については、障害児通所支援施設の追加をしています。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 96 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 96 号、伊方町地域振興センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 議案第 97 号

○議長（菊池隼人） 日程第 9「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」議案第 97 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 97 号、伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び愛媛県の特別職に準拠するため、本条例中、期末手当の支給割合を改正、一部、文言を修正するものであります。

改正内容について、1 頁からの新旧対照表をお願いいたします。

第 1 条において、本条例の第 4 条第 2 項第 2 号中 100 分の 165 を 100 分の 175 に改正します。

また、第 5 条第 3 項及び第 4 項中「議員」とあるのを「議会の議員」に修正します。

次に第 2 条は、2 頁をお願いします。

本条例の第 4 条第 2 項第 1 号中 100 分の 165 を 100 分の 170 に同項第 2 号中 100 分の 175 を 100 分の 170 に改正します。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するとしております。

ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日からの施行となります。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 97 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 97 号、伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

## 議案第 98 号

○議長（菊池隼人） 日程第 10「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 98 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 98 号、伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び愛媛県の特別職に準拠するため、本条例中、期末手当の支給割合を改正するものであります。

改正内容について、1頁の新旧対照表をお願いいたします。第1条において、本条例の第3条の2第2項第2号中100分の165を100分の175に改正します。

次に第2条は、本条例の第3条の2第2項第1号中100分の165を100分の170に同項第2号中100分の175を100分の170に改正します。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するとしております。

ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日からの施行となります。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第98号、伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 議案第99号

○議長（菊池隼人） 日程第11「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第99号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第99号、伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院及び愛媛県人事委員会勧告により、本条例の、給料表並びに初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当等について、金額または支給割合を改正するものであります。

改正内容について、1頁からの新旧対照表をお願いいたします。

第1条において、まず、初任給調整手当を本条例の第18条の3、第1項第1号中414,800円を415,600円に同項第2号中50,800円を51,100円に改正し、第18条の4は、2頁の新旧対照表のとおり、支給額を改正します。

次に期末手当について、第19条第2項中、支給割合を「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125に改正し、第3項中100分の67.5を100分の70に改正します。

次に勤勉手当について、2頁及び3頁をお願いいたします。第19条の4、第2項第1号中、支給割合を「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改正し、同

項第2号中支給割合を「6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改正します。

また、給料表を3頁から21頁のとおり改正します。

次いで、第2条21頁をお願いします。

本条例の第17条中に「特殊勤務手当(月額を単位として支給されるものに限る。)及び管理職手当の月額」を加え、期末手当について、第19条第2項中の支給割合を100分の122.5に同条第3項中100分の70を100分の68.75に改正します。

22頁をお願いします。勤勉手当について、第19条の4第2項第1号中の支給割合を100分の102.5に同項第2号中の支給割合を100分の48.75に改正します。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するとしております。

ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日からの施行となります。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(菊池隼人) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。

これより議案第99号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。

よって、議案第99号、伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 議案第100号

○議長(菊池隼人) 日程第12「伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第100号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長(井上恵隆) 議長

○議長(菊池隼人) 総務課長

○総務課長(井上恵隆) 議案第100号、伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院及び愛媛県人事委員会勧告により、本条例の、給料表並びに期末手当について、金額または支給割合を改正するものであります。

改正内容について、1頁からの新旧対照表をお願いいたします。

任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、本条例の第16条第1項中に『「100分の125」とあるのは「100分の132.5」』を加え、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、第25条第1項中に『給与条例第19条第2

項中「100分の120」とあるのは「100分の127.5」、「100分の125」とあるのは「100分の132.5」と、同条第4項中』を加えます。

また、給料表を2頁から15頁のとおり改正します。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第100号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第100号、伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 議案第101号

○議長（菊池隼人） 日程第13「伊方町税条例の一部を改正する条例制定について」議案第101号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（上田時茂） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（上田時茂） 議案第101号、伊方町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、空き家の除去に係る土地の固定資産税減免に関する規則を制定するため、伊方町税条例の一部を改正し、固定資産税の減免規定を整備するものでございます。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、1頁をお願いします。

第71条第1項第3号の次に第4号として減免規定を追加し、昭和56年5月以前の旧耐震基準によって建築された建物を、令和6年4月1日以降に除却した土地を対象とし、固定資産税の減免の適用期限を最長3年延長するものです。

対象となる建物など詳細につきましては、伊方町空き家の除却に係る土地の固定資産税減免に関する規則に定めるものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 101 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 101 号、伊方町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

## 議案第 102 号

○議長（菊池隼人） 日程第 14 「伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」議案第 102 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（上田時茂） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（上田時茂） 議案第 102 号、伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の軽減措置を実施するための改正となっております。

1 頁をお願いします。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたします。

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分、単胎妊娠の場合 4 ヶ月間、多胎妊娠の場合 6 ヶ月間の保険税のうち、所得割額及び均等割額の全額を免除するため、第 21 条第 2 項の次に第 3 項を加え、第 22 条の 2 の次に第 22 条の 3 を加えるものです。

第 21 条第 3 項は、出産する予定、または出産した被保険者の国民健康保険税のうち、産前産後期間相当分、単胎妊娠の場合 4 ヶ月間、多胎妊娠の場合 6 ヶ月間の均等割額及び所得割額の全額を免除するものでございます。

また、この規定の出産とは、妊娠 85 日以上分娩を言い、死産、流産及び早産の場合も対象となるものでございます。

3 頁をお願いします。

第 22 条の 3 は、出産する予定、または出産した被保険者が世帯に属する場合に、町に提出する届書についての規定を定めるものでございます。

なお、この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行することといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 102 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 102 号、伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 議案第 103 号

○議長（菊池隼人） 日程第 15「伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第 103 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（田中洋介） 議長

○議長（菊池隼人） 保健福祉課長

○保健福祉課長（田中洋介） 議案第 103 号、伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

22 頁をお願いします。

今回の条例改正につきましては、放課後児童支援員の確保のための当面の特例措置という位置付けではなく、恒久的な資格基準として位置づけるもので、放課後児童健全育成事業の実施についての通知が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

新旧対照表でご説明させていただきます。

附則第 2 条中、「令和 5 年 3 月 31 日までの間」とある特例措置を「当分の間」とし、() 書きの中も恒久的な位置づけにして改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 103 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 103 号、伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 議案第 104 号

○議長（菊池隼人） 日程第 16「伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第 104 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○観光商工課長(三好要) 議長

○議長(菊池隼人) 観光商工課長

○観光商工課長(三好要) 議案第104号、伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

伊方町健康交流施設亀ヶ池温泉の整備により、本条例の一部を改正する必要があります。

改正内容としまして、開館日の変更、開館時間の変更、利用料金の変更の3点となります。

新旧対照表をご覧ください。

まず、開館日として第6条になりますが、改正前の毎週木曜日(ただし、木曜日が国民の休日に関する法律に規定する休日にあたるときはその翌日)及び1月1日及び12月31日を削除します。

次に、開館時間、第7条になりますが、午前10時から午後9時までを、午前5時から午後11時までの範囲内において、指定管理者が定める時間と改正するものです。

最後に、利用料金については別表に記載していますが、区分ごとに利用料金の上限額を定めています。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(菊池隼人) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。

これより議案第104号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。

よって、議案第104号、伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 議案第105号

○議長(菊池隼人) 日程第17「こども家庭庁設置法、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及びこども基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」議案第105号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(田中洋介) 議長

○議長(菊池隼人) 保健福祉課長

○保健福祉課長(田中洋介) 議案第105号、こども家庭庁設置法、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及びこども基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、こども家庭庁の設置に伴う関係法律の施行に伴い、3つの条例を一部改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、お願いいたします。

1頁、第1条関係の伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。国の基準が改正されたことに伴い、第25条中、「厚生労働大臣」とあるのを「内閣総理大臣」と改めるものであります。

次に、第2条関係の伊方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、関係法令の項ずれに対応する形に改正するものであります。

7頁をご覧ください。

第26条は、懲戒権限の乱用禁止規定が国の基準で削除されたため、条例においても削除するものであります。

15頁をご覧ください。

下段の第3条関係伊方町子ども・子育て会議条例の一部改正についてでございます。

16頁にありますように子ども・子育て支援法の条ずれに対応するため、「法第77条第1項」とあるのを「第72条第1項」に改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第105号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第105号、こども家庭庁設置法、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及びこども基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 議案第106号

○議長（菊池隼人） 日程第18「伊方町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」議案第106号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（菊池隼人） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第106号、伊方町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、令和6年4月1日からの下水道事業の地方公営企業法適用に伴い必要な関係条例の整備について提案するものです。

条例制定の概要としましては、下水道事業に関連する10個の条例の一部改正をします。また、小規模下水道事業、公共下水道事業及び特定地域生活排水処理事業の特別会計条例の3個を廃止します。

下水道事業は公営企業へ移行しますが、事業内容としては従来 of 下水道事業を継承していくため、条例の内容を大きく改正するものではありません。

改正内容につきましては、別紙の参考資料、新旧対照表でご説明させていただきます。

1頁をお願いします。

第1条関係として、伊方町情報公開条例中、「町長」に「(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。)」を追加し、町長が上下水道事業において管理者の権限を行っていることを明確化します。

第2条関係として、伊方町職員定数条例中、現在の下水道係2人を「町長の事務部局の職員」から「公営企業管理者の事務部局の職員」へ定数改正します。

第3条関係として、伊方町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例中、「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長、以下、(管理者)」に改正します。

6頁をお願いします。

第4条関係として、伊方町戸別合併処理浄化槽整備事業分担金徴収条例中、「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長、以下、(管理者)」に改正します。

7頁をお願いします。

第5条関係として、伊方町下水道条例中、「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長、以下、(管理者)」に改正します。又、下水道事業に関する条例中、「規則」を「規程」に改正します。

18頁をお願いします。

第6条関係として、伊方町小規模下水道条例中、「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長、以下、(管理者)」に改正します。

21頁をお願いします。

第7条関係として、「伊方町水道事業の設置等に関する条例」を「伊方町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に条例名を改正します。第1条第2項に下水道事業の設置と第2条に地方公営企業法の適用を定め、第2条以下の各条を1つずつ繰り下げます。

又、条例中、「水道事業」を「水道事業及び下水道事業、以下、上下水道事業」に改正します。

23頁をお願いします。

次の頁にかけて第8条関係として、伊方町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例中、「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長、以下、(管理者)」に改正します。

26頁をお願いします。

第9条関係として、「伊方町水道事業の剰余金の処分等に関する条例」を「伊方町水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例」に条例名を改正します。

第1条、「伊方町水道事業」を「伊方町水道事業及び下水道事業、以下、上下水道事業」に、第2条、「伊方町水道事業」を「上下水道事業」に、第4条、「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」にそれぞれ改正します。

27頁をお願いします。

第10条関係として、伊方町水道事業給水条例中、「町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長、以下、(管理者)」に改正します。

36頁をお願いします。

第11条関係として、伊方町小規模下水道事業、伊方町公共下水道事業及び伊方町特定地域生活排水処理事業の特別会計条例の3個を廃止します。

尚、この条例は、令和6年4月1日から施行します。各下水道事業特別会計の令和5年度に属する出納は、令和6年3月31日をもって閉鎖し、従前の例により決算を行い、令和6年度以後の伊方町下水道事業会計に引き継ぎます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第106号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第106号、伊方町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（菊池隼人） 12時を過ぎましたが、議会を延長したいと思います。これにご意義ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

それでは、延長させていただきます。

### 議案第107号

○議長（菊池隼人） 日程第19「伊方町電気自動車等用充電器設置条例制定について」議案第107号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○観光商工課長（三好要） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（三好要） 議案第107号、伊方町電気自動車等用充電器設置条例制定について、提案理由をご説明いたします。

町施設において電気自動車等用充電器を整備するため、本条例を制定する必要があります。

制定内容としまして、充電器の設置に関する規定及び充電器の利用時間及び利用料に関する規定

を定めるものです。

趣旨として第1条に、電気自動車等の普及及び利用促進を図るとともに、町民の利便性の向上に資するため、町が行う電気自動車等用充電施設の設置に関し必要な事項を定めるものです。

定義として第2条に7項目定めています。

設置として第3条に充電器の設置場所等は、きらら館・亀ヶ池温泉・佐田岬はなはなの3か所に1基ずつ設置を行います。

利用時間として第4条に、充電器は、年間を通して常時利用することができるものとします。

利用料として第5条に、充電器の1回当たりの利用料は、1分につき30円に消費税等を加えた額になります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第107号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第107号、伊方町電気自動車等用充電器設置条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 散会宣告

○議長（菊池隼人） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものですが、今期定例会の会期中日程を念のため、お伝えしておきます。15日から20日は、休会。21日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 12時7分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員

